

議案第 3 号

平成 17 年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 補正予算

平成 17 年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

平成 17 年 11 月 28 日提出

鳥取県知事 片 山 善 博

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成18年度から 平成22年度まで	<div style="text-align: right;"> <small>千円</small> 136,734 </div>